

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通路 00-01 <u>R 6</u>
提出年月日	<u>令和5年1月5日</u>

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通路）

（再処理施設）

1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第14条 安全避難通路等」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、申請の対象、申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

通路00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通路)】

資料No.	別紙			備考
	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	1/5	6	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	1/5	6	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	1/5	0	
別紙4	添付書類の発電炉との比較	1/5	0	
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	1/5	0	
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	1/5	0	

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、
発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十四条 (安全避難通路等) (1 / 5)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(安全避難通路等) 第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路①</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明②</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源③、④</p> <p>【許可からの変更点】 対象設備を明確化。(以下同じ)</p> <p>【「等」の解説】 「監視、操作等」とは、監視、操作、手順書の準備、制御室内の移動等の設計基準事故に対処するために制御室で必要な作業の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。(以下同じ)</p> <p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 黄色吹き出し：発電炉との差異の理由 オレンジ吹き出し：許可からの変更点等</p>	<p>第1章 共通項目 10. その他 10.3 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び【①】</p> <p>照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。②-1, 2, 3</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。(以下同じ)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。③-1</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。③-2</p> <p>運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。③-3</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造 (f) 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び【①】</p> <p>照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。②-1, 4</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。③-1</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置し、【③-2, 9】運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。③-3</p>	<p>1.9.14 安全避難通路等 (安全避難通路等) 第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針 第1項第一号について 再処理施設の建屋内及びその他の人が立ち入る区域には、安全避難通路を設ける設計とする。また、安全避難通路には、必要に応じて、単純、明確及び永続性のある標識並びに誘導灯及び非常灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。◇</p> <p>第1項第二号について 再処理施設には、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として、誘導灯及び非常灯を設ける設計とし、誘導灯及び非常灯は、事業所内の【◇】ディーゼル発電機、灯具に内蔵した蓄電池からの給電【②-2, 6】により、外部からの電源が喪失した場合においてもその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>第1項第三号について 再処理施設には、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける設計とする。◇</p> <p>再処理施設としては、設計基準事故が発生した場合において、再処理施設の状態を監視及び制御するために必要な中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設ける設計とし、【◇】必要な監視、操作等が確実に実行できるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。◇</p> <p>中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損</p>	<p>第1章 共通項目 6.3 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び</p> <p>照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常用ディーゼル発電機、蓄電池又は灯具に内蔵した蓄電池により電力を供給できる非常灯（一部「東海、東海第二発電所共用」）及び誘導灯（一部「東海、東海第二発電所共用」）を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>①(P2)から</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p> <p>非常用照明は非常用低圧母線、直流非常灯は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用低圧母線又は非常用低圧母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>(発電炉の記載) <不一致の理由> 再処理施設と発電炉の設備構成の相違。</p> <p>②-4 (P3～)</p> <p>②-3 (P3から)</p> <p>②-6 (P3～)</p> <p>③-9 (P3～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十四条 (安全避難通路等) (2 / 5)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設と発電炉の対処に用いる設備の相違。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 作業用照明に係る記載の明確化(事業変更許可申請書との整合性を考慮)及び可搬型照明の配備を保安規定に定めることを明確化。</p> <p>【許可からの変更点】 保安規定に定めて管理することを明確にした。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 設計基準事故等の対応に含める範囲の明確化(再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈、事業変更許可申請書との整合性を考慮)。</p> <p>【許可からの変更点】 「設備等」については、重大事故等対処施設に包含される。</p>	<p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。③-4, 5, 6, 7</p> <p>現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。③-8, ④-1</p> <p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない(安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。)ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。④-2</p>	<p>【許可からの変更点】 記載の適正化。</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する設計とする。③-8, ④-1</p> <p>【許可からの変更点】 設工認の設計方針として記載を適正化した。</p> <p>これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない(安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。)ために必要な重大事故等対処施設、設備等への措置を含める。④-2</p>	<p>なわなないように6.9kV非常用主母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。◇</p> <p>中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、【◇】全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。③-4</p> <p>中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な内蔵蓄電池を備える設計とする。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわなないように6.9kV非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。◇</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、設計基準事故の収束後の火災の鎮火確認や漏えい液の回収システムのライン形成を行う場合など、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、初動操作に対応する当直(運転員)が滞在している中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に配備する可搬型照明を活用する設計とする。◇</p> <p>これらの作業用の照明により、設計基準事故等で操作が必要となる場所及びそのアクセスルートの照明を確保でき、昼夜及び場所を問わず、再処理施設で事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となる設計とする。◇</p>	<p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>①(P1)へ</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能となる設計とする。</p>	<p>③-5 (P3 から) ③-6 (P4 から) ③-7 (P3 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十四条 (安全避難通路等) (3 / 5)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="172 310 528 583" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 照明設備は電気設備であることから、第2章 個別項目において設計方針、設備構成を記載する必要があるため本記載を追加。</p> </div>	<p>第2章 個別項目 7. その他再処理の附属施設 7.1.1 電気設備 7.1.1.8 照明設備 照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、<u>保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。</u>②-4, 5, 6 また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として<u>運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</u>③-9</p>		<p>9.2 電気設備</p> <p>9.2.1 設計基準対象の施設 9.2.1.1 概要 <中略> 照明設備は通常時に使用する照明の他に、安全避難通路にその位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別でき、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明と設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず事故対策のための作業が生じた場合に作業が可能となるよう、避難用の照明とは別に作業用照明を設ける設計とする。◇ また、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、【◇】可搬型照明【③-7】を活用する設計とする。◇</p> <p>9.2.1.2 設計方針 <中略> (13) 再処理施設の安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、避難用照明として【◇】誘導灯及び非常灯【②-3, 5】を設ける設計とする。◇ また、誘導灯及び非常灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。◇ (14) 再処理施設には、設計基準事故が発生した場合において用いる作業用の照明として、【◇】中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に【③-5】運転保安灯、【◇】直</p>		<p>②-4 (P1から) ②-6 (P1から)</p> <p>③-9 (P1から)</p> <p>③-7 (P2～)</p> <p>②-3 (P1～)</p> <p>③-5 (P2～)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十四条 (安全避難通路等) (4 / 5)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>流非常灯又は蓄電池内蔵型照明【③-6】を設ける設計とする。◇</p> <p>運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。◇</p> <p>直流非常灯は非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、蓄電池内蔵型照明は内蔵蓄電池を備えることにより、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、その機能を損なわない設計とする。◇</p> <p>◇</p> <p>また、設計基準事故等において、想定外の警報発報により現場作業が必要となった場合及びそのアクセスルートについては、制御室に配備している可搬型照明を活用する。◇</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>9.2.1.4.9 照明及び作業用電源設備 (1) 照明設備の主要設備</p> <p>a. 誘導灯</p> <p>消防法で規定する避難口及び避難通路には、避難用の照明として、誘導灯を設ける設計とする。誘導灯は、460V運転予備用母線又は460V常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。◇</p> <p>b. 非常灯</p> <p>建築基準法で規定する居室、居室から地上へ至る通路、階段及び踊り場には、避難用の照明として、非常灯を設ける設計とする。非常灯は、460V運転予備用母線又は460V常用母線（ただし、非常用電源建屋、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設においては460V非常用母線）から変圧器を通して105Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように蓄電池を内蔵した設計とする。◇</p> <p>c. 運転保安灯</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、運転保安灯を設ける設計とする。運転保安灯は、460V非常用母線から変圧器を通し</p>		③-6 (P2 へ)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第十四条 (安全避難通路等) (5 / 5)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>て210Vで受電し、外部電源が喪失した場合においてもその機能を損なわないように非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。◇</p> <p>d. 直流非常灯 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、直流非常灯を設ける設計とする。直流非常灯は、非常用直流電源設備（非常用蓄電池）に接続し、全交流動力電源喪失時においてもその機能を損なわないように自動点灯する設計とする。◇</p> <p>e. 蓄電池内蔵型照明 中央制御室には、蓄電池内蔵型照明を設ける設計とする。蓄電池内蔵型照明は、蛍光灯に蓄電池を内蔵した照明で、460V非常用母線に接続し、設計基準事故の短時間の全交流動力電源喪失時に設計基準事故等に対処するために必要な電力の供給が非常用ディーゼル発電機から開始される前までの間、又は全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、内蔵蓄電池の電力で点灯する設計とする。◇</p> <p><中略></p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第十四条（安全避難通路等）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	安全避難通路に関する設計	技術基準規則からの要求	1項1号	—	a
②	避難用照明の設計	技術基準規則からの要求	1項2号	—	a
③	設計基準事故時に使用する照明及び専用電源の設計	技術基準規則からの要求	1項3号	—	a
④	現場作業の緊急性との関連における対応	事業許可基準規則の解釈の要求を受けている内容	1項3号	—	a
2. 事業変更許可申請書の本文のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
—	—	—			—
3. 事業変更許可申請書の添六のうち，基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方			添付書類
◇	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため，記載しない。			—
◇	添付書類記載事項	設工認申請書 添付書類に記載する事項のため，記載しない。			a
4. 添付書類等					
No.	書類名				
a	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書				

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第1章 共通項目 10.その他 10.3 安全避難通路等 再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針 誘導灯 非常灯	設計方針 (安全避難通路) 設計方針 (照明設備)	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路 3.2避難用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—	—
2	設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針			—	—	—	—	—
3	設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)			—	—	—	—	—
4	運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。	機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—	—
5	現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (照明設備)			—	—	—	—	—
6	なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)			—	—	—	—	—
7	第2章 個別項目 7.その他再処理の附属施設 7.1.1 電気設備 7.1.1.8 照明設備 照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常灯	設計方針 (照明設備)	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。	—	—	—	—	—
8	また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)			【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	第2回					仕様表	添付書類	添付書類における記載
					説明対象	申請対象設備 (1項変更①)	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (別設工認①) 第2ユーティリティ建屋に係る施設)	申請対象設備 (別設工認②) 海洋放出管切り離し工事)			
1	第1章 共通項目 10.その他 10.3 安全避難通路等 再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針 誘導灯 非常灯	設計方針 (安全避難通路) 設計方針 (照明設備)	○	施設共通 基本設計方針 誘導灯 非常灯	施設共通 基本設計方針 誘導灯 非常灯	—	—	—	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路 3.2避難用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する設計とする。 【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
2	設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	○	基本方針	基本方針	—	—	—		
3	設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		
4	運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。	機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。
5	現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針	設計方針 (照明設備)	○	施設共通 基本設計方針	施設共通 基本設計方針	—	—	—		
6	なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		
7	第2章 個別項目 7.その他再処理の附属施設 7.1.1 電気設備 7.1.1.8 照明設備 照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。	設置要求	誘導灯 非常灯	設計方針 (照明設備)	○	誘導灯 非常灯	誘導灯 非常灯	—	—	—	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書 1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【避難用照明の設置】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。
8	また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)	○	運転保安灯 直流非常灯	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	—	—	—		【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 ー：当該申請回次で記載しない項目

別紙3

基本設計方針の添付書類への展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	展開先 (小項目)	添付書類における記載	補足すべき事項	
1	第1章 共通項目 10.その他 10.3 安全避難通路等 再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。	設置要求 機能要求①	施設共通 基本設計方針	設計方針 (安全避難通路)	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路 4.安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路】 ⇒その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。	<安全避難通路の対象範囲> ⇒安全避難通路をの対象範囲についてフロー図で補足する。 ・【補足通路2】 避難経路を明示した図面エリアの選定について <避難通路の設定> ⇒出口まで誘導されていることを示すため、安全避難通路の避難経路を補足する。 ・【補足通路1】 安全避難通路について
			誘導灯 非常灯		VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について <安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし
3	設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	設置要求	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明					
4	運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等に対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。	機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明		VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<作業用照明の仕様> ⇒作業用照明の照度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について
5	現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。	運用要求	施設共通 基本設計方針					
6	なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等に対処施設への措置を含める。	設置要求 機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明	設計方針 (照明設備)				
7	第2章 個別項目 7.その他再処理の附属施設 7.1.1 電気設備 7.1.1.8 照明設備 照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。	設置要求 機能要求①	誘導灯 非常灯		VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について
		機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明				【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<作業用照明の仕様> ⇒作業用照明の照度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について <安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし
8	また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。	機能要求①	運転保安灯 直流非常灯 蓄電池内蔵型照明					
2	設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	1.概要 2.基本方針 3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 4.安全避難通路等を明示した図面	【1.概要】、【2.基本方針】、【3.施設の詳細設計方針 3.2設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	<作業用照明の仕様> ⇒作業用照明の照度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について <安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし

再処理目次								再処理添付書類構成案	記載概要	申請回数				補足説明資料
1.	1.1	1.1.1	(1)	a.	(a)	イ.	(イ)以降			1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要	
VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書														
1.								概要	【安全避難通路の設置】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する。 【避難用照明の設置】 ・避難用の照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 【作業用照明の設置】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 【安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。	—	対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全避難通路及び照明設備の概要の説明する。	2. 安全避難通路について 3. 避難経路を明示した図面エリアの選定について 4. 照明の照度・輝度とその根拠について
2.							基本方針	—		対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全避難通路及び照明設備の基本方針を説明する。		
3.							施設の詳細設計方針							
3.1							安全避難通路	—		対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全避難通路の詳細設計方針を説明する。		
3.2							避難用照明	—		対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	避難用照明の詳細設計方針を説明する。		
3.3							設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	—		対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	作業用照明の詳細設計方針の説明する。		
4.							安全避難通路等を明示した図面	—		対象となる設備無しのため、記載事項なし	○	安全避難通路及び照明設備の取付箇所を明示した図面の説明する。		

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回数で新規に記載する項目又は当該申請回数で記載を追記する項目
 △：当該申請回数以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 —：当該申請回数で記載しない項目

別紙4

添付書類の発電炉との比較

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(1/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
<p>V-1-1-11 安全避難通路に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【凡例】</p> <p><u>下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの違いによらない記載内容の差異 ・章立ての違いによる記載位置の違いによる差異 <p><u>二重下線</u>：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の事項による記載内容の差異 ・後次回の申請範囲に伴う差異 </div>	<p>V-1-1-12 非常用照明に関する説明書</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 避難用照明</p> <p>2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</p> <p>2.3 重大事故等発生時の照明</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 避難用照明</p> <p>3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明</p> <p>3.2.1 作業用照明</p> <p>3.2.2 可搬型照明</p> <p>3.3 重大事故等発生時の照明</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 安全避難通路</p> <p>3.2 避難用照明</p> <p>3.3 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</p> <p>4. 安全避難通路等を明示した図面</p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(2/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
<p>1. 概要 本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第13条第1項第1号に基づき、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置することについて説明するものである。</p>	<p>1. 概要 本資料は、以下について説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第13条第1項第2号に基づき照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 ・技術基準規則第13条第1項第3号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源 ・<u>技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づき、想定される重大事故等が発生した場合に確実に操作するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに被害状況を把握するための照明</u> ・<u>技術基準規則第74条及びその解釈に基づき重大事故等が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備としての照明及びその照明</u> 	<p>1. 概要 本資料は、以下について説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第十四条第1号に基づき、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置すること ・技術基準規則第十四条第2号に基づき、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明を設けること ・技術基準規則第十四条第3号に基づき再処理施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源を設けること 	<p>第三十六条「重大事故等対処設備」で記載するため記載しない。</p> <p>第四十八条「制御室」で記載するため記載しない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(3/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考										
<p>2. 基本方針</p> <p>災害時に、原子炉施設内従事者等が使用する部屋及び区画から屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう、必要に応じて標識並びに非常灯（一部「東海，東海第二発電所共用」（以下同じ。））及び誘導灯（一部「東海，東海第二発電所共用」（以下同じ。））を配置した安全避難通路を設置する。</p>	<p><u>への代替交流電源設備からの給電</u></p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>表 1 に示す各照明設備の基本方針について以下に記載する。</u></p> <table border="1" data-bbox="734 965 1115 1117"> <caption>表 1 照明の種類</caption> <tr> <td>避難用照明</td> <td>非常灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</td> <td>誘導灯</td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> </tr> <tr> <td>直流非常灯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重大事故等発生時の照明</td> <td>蓄電池内蔵型照明</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明*</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明（S A）</td> </tr> </table> <p>注記 *：自主対策設備</p> <p>2.1 <u>避難用照明</u></p> <p><u>安全避難通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないよう、</u></p>	避難用照明	非常灯	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	誘導灯	非常用照明	直流非常灯	重大事故等発生時の照明	蓄電池内蔵型照明	可搬型照明*	可搬型照明（S A）	<p>2. 基本方針</p> <p>再処理施設には、災害時に人が立ち入る区域から屋外へ安全に避難できるよう、安全避難通路及び避難用照明を設ける設計とする。安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるよう、必要に応じて標識並びに誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。また、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>	<p>本記載は 3. 施設の 詳細設計方針で 記載する。</p> <p>本記載は 2. 基本方 針で記載する。</p>
避難用照明	非常灯												
設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	誘導灯												
	非常用照明												
	直流非常灯												
重大事故等発生時の照明	蓄電池内蔵型照明												
	可搬型照明*												
	可搬型照明（S A）												

発電炉—再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(4/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	<p><u>避難用の照明として非常灯(一部「東海, 東海第二発電所共用」(以下同じ。))を設けるとともに, 避難口及び避難の方向を明示するため誘導灯(一部「東海, 東海第二発電所共用」(以下同じ。))を設ける設計とする。非常灯は, 非常用ディーゼル発電機, 蓄電池又は内蔵電池から給電可能な設計とし, 誘導灯は内蔵電池から給電可能な設計とする。</u></p> <p>2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</p> <p>発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として, 避難用の照明とは別に, 非常用照明, 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する。</p> <p>非常用照明は, 発電用原子炉の停止, 停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要となる操作を行う現場機器室及びアクセスルートに設置する。また, 外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように, 非常用低圧母線に接続し, 非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は, 全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室, 現場機器室及びアクセスルートに</p>	<p>設計基準事故が発生した場合において, 昼夜及び場所を問わず, 再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう, 避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために, 監視, 操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には, 作業用照明として運転保安灯, 直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>運転保安灯は非常用母線, 直流非常灯は非常用蓄電池に接続し, 非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに, 蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し, 内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明, 中央制御室の蓄電</p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(5/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	<p>設置する。直流非常灯は、蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時においても重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までの間、点灯できるように内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作及び作業場所への移動が行えるように、避難用照明である非常灯と同等以上の照度（1 ルクス以上（蛍光灯使用時は2 ルクス以上））を有する設計とする。</p> <p><u>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、念のため、初動操作に対応するため運転員が常時滞在している中央制御室及び管理区域内における現場運転員集合場所である廃棄物処理操作室に内蔵電池にて点灯可能な可搬型照明（LEDライト、ランタン及びヘッドライト）を自主対策設備として配備する。自主対策設備である可搬型照明は、重大事故等発生時の照明である可搬型照明を使用する。</u></p>	<p>池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p> <p><u>現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</u></p> <p><u>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。</u></p>	<p>可搬型照明は資機材としているため記載の差異があるものも。新たな議論が生じるものではない。</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(6/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>発電用原子炉施設には、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設ける設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)及び「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)に準拠した、誘導灯</p>	<p><u>2.3 重大事故等発生時の照明</u> <u>重大事故等が発生した場合においても、中央制御室及び中央制御室待避室に運転員がとどまるために必要な照明設備並びに身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設けるために必要な照明設備として、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な可搬型照明 (S A) を配備する。</u> <u>また、重大事故等が発生した場合に、確実に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要な照明設備として可搬型照明を配備する。</u></p> <p>3. 施設の詳細設計方針</p>	<p>3. 施設の詳細設計方針</p> <p>3.1 安全避難通路</p> <p>再処理施設には、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第二百一号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第三百三十八号)に準拠し、安全避難通路を構成する避難階段及び地上へ通じる通路を設置する設計とする。</p> <p>安全避難通路には、建築基準法及び建築基準法施行令に準拠した、非常用の照明装置である非常灯並びに「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第百八十六号)及び「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第三十七号)に準拠した、</p>	<p>第三十六条「重大事故等対処設備」及び第四十八条「制御室」で記載するため記載しない。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(7/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
<p>を設置する。</p> <p>非常灯は、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p><u>非常灯及び誘導灯の取付箇所を添付書類「V-1-1-12 非常用照明に関する説明書」表2に示し、安全避難通路の設置状況を添付図面「第1-7-1 図から第1-7-36 図 安全避難通路を明示した図面」に記載する。</u></p> <p><u>なお、非常灯及び誘導灯に関する事項のうち、技術基準規則第13条第1項第2号の要求である照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計として、電源、照度等に関する事項について、添付書類「V-1-1-12 非常用照明に関する説明書」に示す。</u></p> <p>また、安全避難通路の視認性を高めるため<u>及び非常灯、誘導灯が設置されていないエリアから安全避難通路までの避難経路の識別をより高めるため、必要に応じて標識を設ける設計とする。</u></p>		<p>誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>非常灯は、中央制御室等の再処理施設内の人が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置する設計とし、誘導灯は、避難口である旨及び避難の方向を明示する設計とする。</p> <p>また、安全避難通路の視認性を高めるため、必要に応じて標識を設置する設計とする。</p>	<p>本記載は3.2 避難用照明及び4. 安全避難通路等を明示した図面で記載する。</p> <p>本記載は 3.2 避難用照明で記載する。</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(8/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	<p>3.1 避難用照明</p> <p>添付書類「V-1-1-11 安全避難通路に関する説明書」に示す安全避難通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明として、非常灯並びに避難口及び避難の方向を明示するための誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>非常灯は、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)に準拠し、中央制御室等の原子炉施設内従事者が常時滞在する居室及び居室から地上へ通じる廊下、階段その他の通路に設置し、直接照明として床面において 1 ルクス以上(蛍光灯使用時は 2 ルクス以上)の照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への電力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者が建屋内から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常灯は非常用ディーゼル発電機又は蓄電池から電力を供給できる設計、若しくは、昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。</p>	<p>3.2 避難用照明</p> <p>安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、非常灯並びに避難口及び避難の方向を明示するための誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>非常灯は、「建築基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第二百一十号)及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第三百三十八号)に準拠し、中央制御室等の再処理施設内の人が常時滞在する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置し、直接照明として床面において 1 ルクス以上(蛍光灯使用時は 2 ルクス以上)の照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への給電が停止した場合においても、再処理施設内の人が建屋内から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常灯は、保安電源設備の第 1 非常用ディーゼル発電機、第 2 非常用ディーゼル発電機、運転予備用ディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から給電できる設計又は昭和 45 年建設省告示第千八百三十号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有した灯具に内蔵した蓄電池を備える設計とする。</p>	<p>本記載の差異は再処理と発電炉との用語の相違によるものであり、新たな論点が生じるものではない。(以下同じ)</p> <p>本記載の差異は施設の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。(以下同じ)</p>

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(9/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考			
	<p>誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口、避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。</p> <p>避難用照明の電源系統を図 1 に、非常灯及び誘導灯の取付箇所を表 2 及び添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</p>	<p>誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第百八十六号)、「消防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口、避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への給電が停止した場合においても、再処理施設内の人が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は、保安電源設備の第 1 非常用ディーゼル発電機、第 2 非常用ディーゼル発電機、運転予備用ディーゼル発電機、第 2 運転予備用ディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機から給電できる設計又は消防法施行規則第二十八条の三に準拠し、20 分間有効に点灯できる容量を有した灯具に内蔵した蓄電池を備える設計とする。</p> <p>避難用照明の種類を第 3-1 表に、避難用照明の電源系統を第 3-1 図から第 3-6 図に、非常灯及び誘導灯の取付箇所を第 3-2 表に示す。</p> <p>第3-1表 避難用照明の種類</p> <table border="1" data-bbox="1265 1220 1758 1300"> <tr> <td rowspan="2">避難用照明</td> <td>非常灯</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> </tr> </table>	避難用照明	非常灯	誘導灯	<p>本記載は4. 安全避難通路等を明示した図面で記載する。</p>
避難用照明	非常灯					
	誘導灯					

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(10/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考																														
	<p>表 2 非常灯及び誘導灯の取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉建屋原子炉棟</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付風棟 (中央制御室含む)</td></tr> <tr><td>原子炉建屋付風棟 (廃棄物処理棟)</td></tr> <tr><td>タービン建屋</td></tr> <tr><td>サービス建屋</td></tr> <tr><td>廃棄物処理建屋</td></tr> <tr><td>固体廃棄物作業建屋</td></tr> <tr><td>使用済燃料乾式貯蔵建屋</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫 A 棟</td></tr> <tr><td>固体廃棄物貯蔵庫 B 棟</td></tr> <tr><td>給水加熱器保管庫</td></tr> <tr><td>275kV 超高压閉鎖所</td></tr> <tr><td>常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)</td></tr> <tr><td>常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)</td></tr> <tr><td>緊急時対策所建屋</td></tr> </tbody> </table>	名称	原子炉建屋原子炉棟	原子炉建屋付風棟 (中央制御室含む)	原子炉建屋付風棟 (廃棄物処理棟)	タービン建屋	サービス建屋	廃棄物処理建屋	固体廃棄物作業建屋	使用済燃料乾式貯蔵建屋	固体廃棄物貯蔵庫 A 棟	固体廃棄物貯蔵庫 B 棟	給水加熱器保管庫	275kV 超高压閉鎖所	常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)	常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)	緊急時対策所建屋	<p>第 3-2 表 非常灯及び誘導灯の取付箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td><u>使用済燃料輸送容器管理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔 A, B 基礎間洞道</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎／第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 B 基礎</u></td></tr> <tr><td><u>第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u></td></tr> <tr><td><u>第 4 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u></td></tr> <tr><td><u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋地下通路, 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーラエリア・除染エリア) 間地下連絡通路</u></td></tr> <tr><td><u>前処理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>分離建屋</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	<u>使用済燃料輸送容器管理建屋</u>	<u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</u>	<u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</u>	<u>第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>	<u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔 A, B 基礎間洞道</u>	<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎／第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u>	<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎</u>	<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 B 基礎</u>	<u>第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>	<u>第 4 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>	<u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋地下通路, 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーラエリア・除染エリア) 間地下連絡通路</u>	<u>前処理建屋</u>	<u>分離建屋</u>	<p>本記載の差異は施設の違いによるものであり, 新たな論点が生じるものではない。</p>
名称																																	
原子炉建屋原子炉棟																																	
原子炉建屋付風棟 (中央制御室含む)																																	
原子炉建屋付風棟 (廃棄物処理棟)																																	
タービン建屋																																	
サービス建屋																																	
廃棄物処理建屋																																	
固体廃棄物作業建屋																																	
使用済燃料乾式貯蔵建屋																																	
固体廃棄物貯蔵庫 A 棟																																	
固体廃棄物貯蔵庫 B 棟																																	
給水加熱器保管庫																																	
275kV 超高压閉鎖所																																	
常設代替高压電源装置用カルバート (トンネル部)																																	
常設代替高压電源装置用カルバート (立坑部)																																	
緊急時対策所建屋																																	
名称																																	
<u>使用済燃料輸送容器管理建屋</u>																																	
<u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</u>																																	
<u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</u>																																	
<u>第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>																																	
<u>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用安全冷却水系冷却塔 A, B 基礎間洞道</u>																																	
<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎／第 1 低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u>																																	
<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎</u>																																	
<u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 B 基礎</u>																																	
<u>第 2 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>																																	
<u>第 4 低レベル廃棄物貯蔵建屋</u>																																	
<u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋地下通路, 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋／使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーラエリア・除染エリア) 間地下連絡通路</u>																																	
<u>前処理建屋</u>																																	
<u>分離建屋</u>																																	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(11/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<u>精製建屋</u>	
		<u>ウラン脱硝建屋</u>	
		<u>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</u>	
		<u>ウラン酸化物貯蔵建屋</u>	
		<u>ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋</u>	
		<u>低レベル廃液処理建屋</u>	
		<u>低レベル廃棄物処理建屋</u>	
		<u>制御建屋</u>	
		<u>高レベル廃液ガラス固化建屋</u>	
		<u>ハル・エンドピース貯蔵建屋</u>	
		<u>分析建屋</u>	
		<u>主排気筒管理建屋</u>	
		<u>チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋</u>	
		<u>非常用電源建屋</u>	
		<u>第1 ガラス固化体貯蔵建屋東棟</u>	
		<u>出入管理建屋</u>	
		<u>ウラン脱硝建屋／ウラン酸化物貯蔵建屋間洞道</u>	
		<u>低レベル廃棄物処理建屋／第2 低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u>	
		<u>緊急時対策建屋</u>	
		<u>第1 保管庫・貯水所</u>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(12/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考												
	<p>3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明</p> <p>3.2.1 作業用照明</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に非常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する。</p>	<table border="1" data-bbox="1265 236 1762 853"> <tr><td><u>第2保管庫・貯水所</u></td></tr> <tr><td><u>保健管理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>北換気筒管理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>試薬建屋</u></td></tr> <tr><td><u>運転予備用冷却水ポンプ建屋</u></td></tr> <tr><td><u>ボイラ建屋</u></td></tr> <tr><td><u>運転予備用電源建屋</u></td></tr> <tr><td><u>ユーティリティ建屋</u></td></tr> <tr><td><u>第2ユーティリティ建屋</u></td></tr> <tr><td><u>非放射機器補修建屋</u></td></tr> <tr><td><u>環境管理建屋</u></td></tr> <tr><td><u>環境管理建屋(別館)</u></td></tr> </table> <p>3.3 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</p> <p>再処理施設で設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用照明とは別に、運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p><u>現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。</u></p> <p><u>可搬型照明に関しては、保安規定に資機材としての取扱いについて定め、管理する。</u></p> <p>作業用照明は、設計基準事故等が発生</p>	<u>第2保管庫・貯水所</u>	<u>保健管理建屋</u>	<u>北換気筒管理建屋</u>	<u>試薬建屋</u>	<u>運転予備用冷却水ポンプ建屋</u>	<u>ボイラ建屋</u>	<u>運転予備用電源建屋</u>	<u>ユーティリティ建屋</u>	<u>第2ユーティリティ建屋</u>	<u>非放射機器補修建屋</u>	<u>環境管理建屋</u>	<u>環境管理建屋(別館)</u>	<p>本記載の差異は作業用照明に係る記載の明確化(事業変更許可申請書との整合性を考慮)及び可搬型照明の配備を保安規定に定め</p>
<u>第2保管庫・貯水所</u>															
<u>保健管理建屋</u>															
<u>北換気筒管理建屋</u>															
<u>試薬建屋</u>															
<u>運転予備用冷却水ポンプ建屋</u>															
<u>ボイラ建屋</u>															
<u>運転予備用電源建屋</u>															
<u>ユーティリティ建屋</u>															
<u>第2ユーティリティ建屋</u>															
<u>非放射機器補修建屋</u>															
<u>環境管理建屋</u>															
<u>環境管理建屋(別館)</u>															

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(13/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	<p>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び<u>中央制御室で操作が困難な場合に必要な操作を行う現場機器室及びアクセスルートに設置する。</u>また、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用低圧母線（モータコントロールセンタ 2C 系又は 2D 系）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室、<u>現場機器室及びアクセスルートに設置する。</u>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約 95 分間）においても点灯できるように蓄電池又は内蔵蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、<u>中央制御室で操作が困難な場合に必要な操作を行う現場機器室及びアクセスルートにおいて、操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。</u></p>	<p>した場合に必要な監視、操作等が行える照度を有する設計とする。</p> <p>中央制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においても必要な照明を確保できるように、460V非常用母線に接続し、第2非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>中央制御室の直流非常灯は、第2非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時においても必要な照明を確保できる設計とする。</p> <p>中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、460V非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計により、全交流動力電源喪失時においても必要な照明を確保できる設計とする。</p> <p>中央制御室は、直流非常灯、蓄電池内蔵型照明及び可搬型照明により、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間（約1時間10分間）、点灯可能な設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の運転保安灯は、外部電源が喪失した場合においても必要な照明を確保できるように、460V非常用母線に接続し、第1非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯は、第1非常用蓄電池に接続し、全交流動力電源喪失時</p>	<p>ることを明確化。によるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設の中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、設計基準事故に対処するための操作、監視等が実施できることから記載しない。（以下同じ）</p> <p>再処理施設と発電炉の対処に用いる設備の相違であり、新たな論点が生じるものではない。（以下同じ）</p>

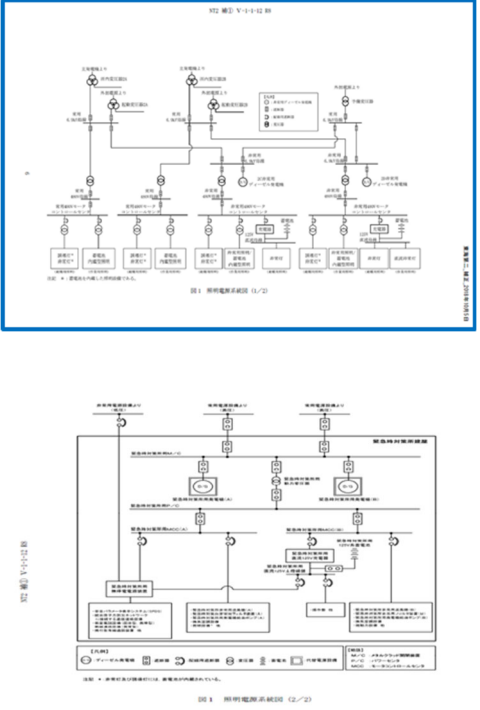
発電炉—再処理施設 記載比較
【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(14/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考																											
	<p>直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室、<u>現場機器室及びアクセスルートにおいて、操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。</u></p> <p>作業用照明の電源系統を図1に、作業用照明の取付箇所を、表3及び添付図面「<u>第1-8-1図から第1-8-36図 非常用照明の取付箇所を明示した図面</u>」に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表3 作業用照明の取付箇所</p> <table border="1" data-bbox="734 1109 1227 1268"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>給電元</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">作業用照明</td> <td>非常用照明</td> <td>非常用低圧母線</td> <td>中央制御室 現場機器室* アクセスルート</td> </tr> <tr> <td>直流非常灯</td> <td>非常用直流母線</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>蓄電池内蔵型照明</td> <td>内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)</td> <td>中央制御室 現場機器室* アクセスルート</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注記 *：設計基準事故が発生した場合に操作が必要な現場機器室は、以下のとおり。</u></p> </div>			給電元	設置箇所	作業用照明	非常用照明	非常用低圧母線	中央制御室 現場機器室* アクセスルート	直流非常灯	非常用直流母線	中央制御室	蓄電池内蔵型照明	内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)	中央制御室 現場機器室* アクセスルート	<p>においても必要な照明を確保できる設計とする。</p> <p>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室は、<u>直流非常灯及び可搬型照明</u>により、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間(約22時間30分間)、点灯可能な設計とする。</p> <p>作業用照明の種類を第3-3表に、作業用照明の電源系統を第3-1図及び第3-2図に、作業用照明の取付箇所を、第3-4表に示す。</p> <div style="text-align: center;"> <p>第3-3表 作業用照明の種類</p> <table border="1" data-bbox="1265 778 1747 981"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明</td> <td><u>運転保安灯</u></td> </tr> <tr> <td>直流非常灯</td> </tr> <tr> <td>蓄電池内蔵型照明</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明*</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注記 *：資機材</u></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>第3-4表 作業用照明の取付箇所</p> <table border="1" data-bbox="1265 1093 1747 1385"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>給電元</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業用照明</td> <td>運転保安灯</td> <td>非常用母線</td> <td>中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御</td> </tr> </tbody> </table> </div>	設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	<u>運転保安灯</u>	直流非常灯	蓄電池内蔵型照明	可搬型照明*			給電元	設置箇所	作業用照明	運転保安灯	非常用母線	中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御	<p>本記載は4. 安全避難通路等を明示した図面で記載する。</p> <p>本記載の差異は施設及び運用の違いによるものであり、新たな論点が生じるものではない。</p> <p>再処理施設の中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設</p>
		給電元	設置箇所																											
作業用照明	非常用照明	非常用低圧母線	中央制御室 現場機器室* アクセスルート																											
	直流非常灯	非常用直流母線	中央制御室																											
	蓄電池内蔵型照明	内蔵蓄電池 (常用低圧母線) (非常用低圧母線)	中央制御室 現場機器室* アクセスルート																											
設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	<u>運転保安灯</u>																													
	直流非常灯																													
	蓄電池内蔵型照明																													
	可搬型照明*																													
		給電元	設置箇所																											
作業用照明	運転保安灯	非常用母線	中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御																											

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(15/31)

発電炉	発電炉	再処理施設			備考						
	<p> <u>・MSIV-LCS マニホールド室 (原子炉建屋原子炉棟 3 階)</u> <u>・エレベータ正面 (原子炉建屋原子炉棟 4 階)</u> <u>・FPC ポンプ室 (原子炉建屋原子炉棟 4 階)</u> <u>・(原子炉建屋付属棟 1 階, 地下 1 階, 地下 2 階)</u> <u>・(原子炉建屋付属棟 地下 1 階)</u> <u>・タービン建屋搬出入口 (タービン建屋 1 階)</u> </p> <p> <u>3.2.2 可搬型照明</u> <u>非常用照明, 直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明により, 設計基準事故に対応するための操作及び作業場所までの移動に必要な照明は確保されるが, 念のため, 運転員が常時滞在している中央制御室及び管理区域内における現場運転員集合場所である廃棄物処理操作室に十分な数量の可搬型照明を自主対策設備として配備し, 昼夜, 場所を問わず作業を可能とする。</u> <u>可搬型照明の保管場所を添付図面「第 1-8-1 図から第 1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</u> </p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1249 236 1366 564">直 非 灯</td> <td data-bbox="1366 236 1478 564">流 常</td> <td data-bbox="1478 236 1608 564">非 常 用 蓄 電 池</td> <td data-bbox="1608 236 1778 564">室 中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1249 564 1366 715">蓄 池 内 蔵 照 明</td> <td data-bbox="1366 564 1478 715">電 池 内 蔵 型</td> <td data-bbox="1478 564 1608 715">内 蔵 蓄 電 池</td> <td data-bbox="1608 564 1778 715">中央制御室</td> </tr> </table>	直 非 灯	流 常	非 常 用 蓄 電 池	室 中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室	蓄 池 内 蔵 照 明	電 池 内 蔵 型	内 蔵 蓄 電 池	中央制御室	<p>及び貯蔵施設の制御室は, 設計基準事故に対処するための操作, 監視等が実施できることから記載しない。(以下同じ)</p> <p>可搬型照明は資機材としているため記載の差異があり。新たな議論が生じるものではない。</p>
直 非 灯	流 常	非 常 用 蓄 電 池	室 中央制御室 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室								
蓄 池 内 蔵 照 明	電 池 内 蔵 型	内 蔵 蓄 電 池	中央制御室								

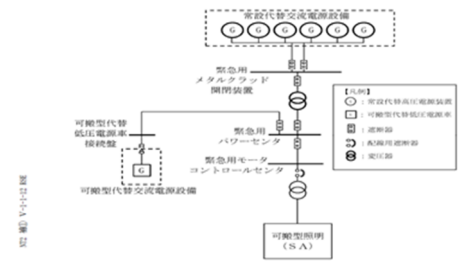
発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(16/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	 <p>3.3 重大事故等発生時の照明 <u>重大事故等発生時に、中央制御室及び中央制御室待避室での監視操作に必要な照度を確保するため及び中央制御室近傍の空調機械室に設けるチェンジングエリアでの身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を確保するため、可搬型照明（SA）を配備する。</u> <u>可搬型照明（SA）は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から電力の供給を可能とするため、緊急</u></p>		<p>第三十六条「重大事故等対処設備」及び第四十八条「制御室」で記載するため記載しない。</p>

発電炉－再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(17/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
	<p><u>用モータコントロールセンタに接続された中央制御室近傍のコンセントに接続可能な設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明（S A）の電源系統図を図2に示す。</u></p> <p><u>可搬型照明（S A）は、重大事故等に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度及び中央制御室待避室の居住性確保に必要な照度として、照明全消灯状態にて監視操作が可能なことを確認している、主制御盤垂直部平均で約 20 ルクス以上の照度を確保する設計とする。また、空調機械室に設けるチェンジングエリアの設置等に必要な照度として、照明全消灯状態にて設営、運用等が可能なことを確認している、5 ルクス以上の照度を確保する設計とする。</u></p> <p><u>可搬型照明（S A）の必要数は、中央制御室の制御盤での操作又は監視に必要な照度を有するものを 3 個、中央制御室待避室に 1 個、身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度を有するものを 3 個使用するものとして、1 セット 7 個とし、故障時のバックアップ用として 2 個の合計 9 個を保管する設計とする。なお、中央制御室内の可搬型照明（S A）については、バックアップも含めて分散して保管する。</u></p> <p><u>また、技術基準規則第 54 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 6 号に基づき想定される重大事故等発生時において、重大事故等対処設備を停電時及び夜間時に確</u></p>		

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(18/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
<p>第1-7-1図～第1-7-36図 安全避難通路を明示した図面 (1/36) ～ (36/36)</p>	<p>実^に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要な照明設備として、可搬型照明を重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>可搬型照明に関しては、保安規定に基づく下部規程（二次文書、三次文書）にて資機材としての取扱いについて定め、管理する。</p> <p>可搬型照明（S A）の保管場所を添付図面「第1-8-1 図から第1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面」に示す。</p>  <p>第1-8-1 図～第1-8-36 図 非常用照明の取付箇所を明示した図面 (1/36) ～ (36/36)</p>	<p>4. 安全避難通路等を明示した図面 第1-1図 安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料輸送容器管理建屋地下1階 第1-2図 安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料輸送容器管理建屋地上1階 第1-3図 安全避難通路等を明示した図</p>	<p>本説明書で安全避難通路を明示した図面及び照明設備の取付箇所を明示した図面を示すことから記載の差異がある。</p>

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(19/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p><u>面 使用済燃料輸送容器管理建屋地上2階</u> <u>第1-4図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料輸送容器管理建屋地上3階</u> <u>第1-5図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料輸送容器管理建屋地上1階</u> <u>第2-1図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下3階</u> <u>第2-2図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下2階</u> <u>第2-3図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地下1階</u> <u>第2-4図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上1階</u> <u>第2-5図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上2階</u> <u>第2-6図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋地上3階</u> <u>第3-1図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋地下3階</u> <u>第3-2図 安全避難通路等を明示した図</u> <u>面 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋地下2階</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(20/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p>第3-3図 <u>安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地下1階</u></p> <p>第3-4図 <u>安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地上1階</u></p> <p>第3-5図 <u>安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 地上2階</u></p> <p>第4-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面 第1低レベル廃棄物貯蔵建屋地上1階</u></p> <p>第5-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎間洞道, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎, 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A 基礎／第1低レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u></p> <p>第5-2図 <u>安全避難通路等を明示した図面 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋／使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 B 基礎間洞道</u></p> <p>第6-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋地下3階</u></p> <p>第6-2図 <u>安全避難通路等を明示した図面 第2低レベル廃棄物貯蔵建屋地下2階</u></p> <p>第6-3図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(21/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p>面 <u>第2低レベル廃棄物貯蔵建屋地下1階</u> 第6-4図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>第2低レベル廃棄物貯蔵建屋地上1階</u> 第6-5図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>第2低レベル廃棄物貯蔵建屋地上2階</u> 第7-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>第4低レベル廃棄物貯蔵建屋地上1階</u> 第8-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B基礎地下2階</u> 第8-2図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B基礎地下1階</u> 第8-3図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔B基礎地上1階</u> 第9-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</u> /<u>使用済燃料輸送容器管理建屋地下通路, 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋</u> /<u>使用済燃料輸送容器管理建屋(トレーラエリア・除染エリア)間地下連絡通路</u> 第10-1図 <u>安全避難通路等を明示した図面</u> 面 <u>前処理建屋地下4階</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(22/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		第10-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地下3階</u> 第10-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地下2階</u> 第10-4図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地下1階</u> 第10-5図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地上1階</u> 第10-6図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地上2階</u> 第10-7図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地上3階</u> 第10-8図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地上4階</u> 第10-9図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋地上5階</u> 第10-10図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 前処理建屋屋上階</u> 第11-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地下3階</u> 第11-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地下2階</u> 第11-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地下1階</u> 第11-4図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地上1階</u> 第11-5図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地上2階</u> 第11-6図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地上3階</u> 第11-7図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋地上4階</u>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(23/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		第11-8図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 分離建屋屋上階</u> 第12-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地下3階</u> 第12-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地下2階</u> 第12-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地下1階</u> 第12-4図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地上1階</u> 第12-5図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地上2階</u> 第12-6図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地上3階</u> 第12-7図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地上4階</u> 第12-8図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 精製建屋地上5階</u> 第13-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地下1階</u> 第13-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地上1階</u> 第13-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地上2階</u> 第13-4図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地上3階</u> 第13-5図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地上4階</u> 第13-6図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋地上5階</u> 第14-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合脱硝</u>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(24/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p>建屋地下2階 第14-2図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合脱硝</p> <p>建屋地下1階 第14-3図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合脱硝</p> <p>建屋地上1階 第14-4図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合脱硝</p> <p>建屋地上2階 第15-1図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン酸化物貯蔵建屋地下2階 第15-2図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン酸化物貯蔵建屋地下1階 第15-3図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン酸化物貯蔵建屋地上1階 第15-4図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン酸化物貯蔵建屋地上2階 第16-1図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋地下4階 第16-2図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋地下3階 第16-3図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋地下2階 第16-4図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合酸化 物貯蔵建屋地下1階 第16-5図 安全避難通路等を明示した 図面 ウラン・プルトニウム混合酸化</p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(25/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		物貯蔵建屋地上1階 <u>第17-1図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋地下2階</u> <u>第17-2図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋地下1階</u> <u>第17-3図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋地上1階</u> <u>第17-4図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋地上2階</u> <u>第17-5図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋地上3階</u> <u>第17-6図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃液処理建屋屋上階</u> <u>第18-1図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地下2階</u> <u>第18-2図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地下1階</u> <u>第18-3図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地上1階</u> <u>第18-4図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地上2階</u> <u>第18-5図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地上3階</u> <u>第18-6図 安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋地上4階</u> <u>第19-1図 安全避難通路等を明示した 図面 制御建屋地下2階</u> <u>第19-2図 安全避難通路等を明示した 図面 制御建屋地下1階</u> <u>第19-3図 安全避難通路等を明示した 図面 制御建屋地上1階</u> <u>第19-4図 安全避難通路等を明示した</u>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(26/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p><u>図面 制御建屋地上2階</u> <u>第19-5図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 制御建屋地上3階</u> <u>第20-1図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>下4階</u> <u>第20-2図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>下3階</u> <u>第20-3図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>下2階</u> <u>第20-4図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>下1階</u> <u>第20-5図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>上1階</u> <u>第20-6図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋地</u> <u>上2階</u> <u>第20-7図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 高レベル廃液ガラス固化建屋</u> <u>上階</u> <u>第21-1図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> <u>下4階</u> <u>第21-2図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> <u>下3階</u> <u>第21-3図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(27/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		下2階 <u>第21-4図 安全避難通路等を明示した 図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> 下1階 <u>第21-5図 安全避難通路等を明示した 図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> 上1階 <u>第21-6図 安全避難通路等を明示した 図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> 上2階 <u>第21-7図 安全避難通路等を明示した 図面 ハル・エンドピース貯蔵建屋地</u> 上階 <u>第22-1図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地下3階</u> <u>第22-2図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地下2階</u> <u>第22-3図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地下1階</u> <u>第22-4図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地上1階</u> <u>第22-5図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地上2階</u> <u>第22-6図 安全避難通路等を明示した 図面 分析建屋地上3階</u> <u>第23-1図 安全避難通路等を明示した 図面 主排気筒管理建屋地上1階</u> <u>第24-1図 安全避難通路等を明示した 図面 チャンネルボックス・バーナブ ルポイズン処理建屋地下1階</u> <u>第24-2図 安全避難通路等を明示した 図面 チャンネルボックス・バーナブ</u>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(28/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p><u>ルポイズン処理建屋地上1階</u> 第24-3図 安全避難通路等を明示した 図面 チャンネルボックス・バーナブ <u>ルポイズン処理建屋地上2階</u> 第25-1図 安全避難通路等を明示した 図面 非常用電源建屋地下1階 第25-2図 安全避難通路等を明示した 図面 非常用電源建屋地上1階 第25-3図 安全避難通路等を明示した 図面 非常用電源建屋地上2階 第26-1図 安全避難通路等を明示した 図面 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟地 下2階 第26-2図 安全避難通路等を明示した 図面 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟地 下1階 第26-3図 安全避難通路等を明示した 図面 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟地 上1階 第26-4図 安全避難通路等を明示した 図面 第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟地 上2階 第27-1図 安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地下2階 第27-2図 安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地下1階 第27-3図 安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地上1階 第27-4図 安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地上2階 第27-5図 安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地上3階</p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(29/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p>第27-6図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地上4階</u> 第27-7図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 出入管理建屋地上5階</u> 第28-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ウラン脱硝建屋/ウラン酸化物 貯蔵建屋間洞道</u> 第29-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 低レベル廃棄物処理建屋/第2低 レベル廃棄物貯蔵建屋間洞道</u> 第30-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 緊急時対策建屋地下1階</u> 第30-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 緊急時対策建屋地上1階</u> 第30-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 緊急時対策建屋屋上階</u> 第31-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第1保管庫・貯水所地上1階</u> 第31-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第1保管庫・貯水所地上2階</u> 第32-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第2保管庫・貯水所地上1階</u> 第32-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第2保管庫・貯水所地上2階</u> 第33-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 保健管理建屋地上1階</u> 第33-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 保健管理建屋地上2階</u> 第34-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 北換気筒管理建屋地上1階</u> 第35-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 試薬建屋地下1階</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(30/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p>第35-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 試薬建屋地上1階</u> 第35-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 試薬建屋地上2階</u> 第36-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 運転予備用冷却水ポンプ建屋地 上1階</u> 第37-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ボイラ建屋地上1階</u> 第38-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 運転予備用電源建屋地上1階</u> 第38-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 運転予備用電源建屋地上2階</u> 第39-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ユーティリティ建屋地下1階</u> 第39-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ユーティリティ建屋地上1階</u> 第39-3図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ユーティリティ建屋地上2階</u> 第39-4図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 ユーティリティ建屋屋上階</u> 第40-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第2ユーティリティ建屋地上1階</u> 第40-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 第2ユーティリティ建屋地上2階</u> 第41-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 非放射性機器補修建屋地上1階</u> 第41-2図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 非放射性機器補修建屋地上2階</u> 第42-1図 <u>安全避難通路等を明示した 図面 環境管理建屋地上1階</u> 第42-2図 <u>安全避難通路等を明示した</u></p>	

発電炉—再処理施設 記載比較
 【VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書】(31/31)

発電炉	発電炉	再処理施設	備考
		<p><u>図面 環境管理建屋地上2階</u> <u>第43-1図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 環境管理建屋(別館)地上1階</u> <u>第 43-2 図 安全避難通路等を明示した</u> <u>図面 環境管理建屋(別館)地上 2 階</u></p>	

別紙5

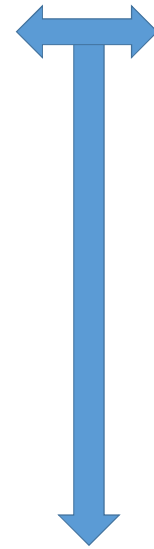
補足説明すべき項目の抽出

基本設計方針	添付書類	補足すべき事項
<p>第1章 共通項目 10. その他 10.3 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。</p>	<p>VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書</p> <p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.1安全避難通路】 ・その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路を設置する。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、安全避難通路を明示した図面を示す。</p>	<p><安全避難通路の対象範囲> ⇒安全避難通路をの対象範囲についてフロー図で補足する。 ・【補足通路2】 避難経路を明示した図面エリアの選定について</p> <p><避難通路の設定> ⇒出口まで誘導されていることを示すため、安全避難通路の避難経路を補足する。 ・【補足通路1】 安全避難通路について</p>
	<p>VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書</p> <p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】 ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。</p>	<p><避難用照明の仕様> ⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について</p> <p><安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし</p>
<p>2 設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p>		
<p>3 設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p>		
<p>4 運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。 中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p>	<p>VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書</p> <p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】 ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。</p> <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】 ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。</p>	<p><作業用照明の仕様> ⇒作業用照明の照度とその根拠について、補足する。 ・【補足通路3】 照明の照度・輝度とその根拠について</p> <p><安全避難通路等を明示した図面> ※補足すべき事項の対象なし</p>
<p>5 現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p>		
<p>6 なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。</p>		

基本設計方針		添付書類		補足すべき事項
7	<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理の附属施設</p> <p>7.1.1 電気設備</p> <p>7.1.1.8 照明設備</p> <p>照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。</p>	<p>VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書</p>	<p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.2避難用照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難用照明として誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。 ・誘導灯及び非常灯は、ディーゼル発電機、緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池から給電可能な設計とする。 ・安全避難通路に設置する誘導灯及び非常灯の取付箇所について表で示す。 <p>【1.概要】，【2.基本方針】，【3.施設の詳細設計方針 3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明（前号の避難用照明を除く。）及びその専用の電源を設置する設計とする。 <p>【4.安全避難通路等を明示した図面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付図面にて、照明設備の取付箇所を明示した図面を示す。 	<p><避難用照明の仕様></p> <p>⇒避難用照明の照度・輝度とその根拠について，補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [補足通路3] 照明の照度・輝度とその根拠について <p><作業用照明の仕様></p> <p>⇒作業用照明の照度とその根拠について，補足する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [補足通路3] 照明の照度・輝度とその根拠について <p><安全避難通路等を明示した図面></p> <p>※補足すべき事項の対象なし</p>
8	<p>また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p>			

基本設計方針からの展開で抽出された補足説明が必要な項目			
VI-1-1-9 安全避難通路等に関する説明書	【1. 概要】 【2. 基本方針】 【3. 施設の詳細設計方針】 【3.1安全避難通路】 【3.2避難用照明】 【3.3設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明】 【4. 安全避難通路等を明示した図面】	<避難通路の設定> <安全避難通路の対象範囲> <避難用照明の仕様> <作業用照明の仕様>	[補足通路1] 安全避難通路について
			[補足通路2] 避難経路を明示した図面エリアの選定について
			[補足通路3] 照明の照度・輝度とその根拠について
			—
			—
			—
			—
			—

発電炉の補足説明資料の説明項目		展開要否	理由
補足-210【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】 補足-210-1【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】	1. 安全避難通路について	○	
	2. 安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定について	○	
補足-220【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】 補足-220-1【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】	1. 概要	○	
	3. 照明の照度・輝度とその根拠について	○	
	6. 中央制御室天井照明ルーバー落下防止措置について	—	第二十三条「制御室等」、第四十八条「制御室」の補足説明として説明
	2. 技術基準規則第54条及び74条に係る照明の整理	—	第三十六条「重大事故等対処設備」、第四十八条「制御室」の補足説明として説明
	4. 可搬型照明（SA）について	—	第三十六条「重大事故等対処設備」、第四十八条「制御室」の補足説明として説明
5. 作業用照明の設置箇所に関わる整理について	—	中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設から現場操作する部屋までのアクセラートを定めていない。また、作業用照明の説明は「照明の照度・輝度とその根拠について」に記載することから記載しない。	



基本設計方針からの展開で抽出された補足すべき事項と発電炉の補足説明資料の説明項目を比較した結果、追加で補足すべき事項はない。

東海第二発電所 補足説明資料	再処理施設 補足説明資料	記載概要	補足説明すべき事項	申請回数			
				1回	第1回 記載概要	2回	第2回 記載概要
補足-210-1【安全避難通路に関する説明書に係る補足説明資料】	設工認に係る補足説明資料（安全避難通路等）						
1. 安全避難通路について	1. 概要	安全避難通路及び照明設備の概要を示す。	-	-	-	○	安全避難通路及び照明設備の概要を示す。
	2. 安全避難通路について	安全避難通路の設計方針を示す。	[補足通路1]	-	-	○	安全避難通路の設計方針を示す。
2. 安全避難通路を明示した図面の対象エリアの選定	3. 避難経路を明示した図面エリアの選定について	別紙にて示す避難経路の対象範囲をフロー図にて示す。	[補足通路2]	-	-	○	別紙にて示す避難経路の対象範囲をフロー図にて示す。
補足-220-1【非常用照明に関する説明書に係る補足説明資料】	-	-	-	-	-	-	-
1. 概要	-	-	-	-	-	-	-
3. 照明の照度・輝度とその根拠について	4. 照明の照度・輝度とその根拠について	照明の照度・輝度とその根拠について示す。	[補足通路3]	-	-	○	照明設備の照度・輝度の考え方及び根拠について示す。

凡例
 ・「申請回数」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

別紙6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>10. その他</p> <p>10.3 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>安全避難通路、誘導灯及び非常灯は、消防法及び建築基準法で従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯を設置する設計とする。</p> <p>運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>作業用照明（蓄電池内蔵型照明及び可搬型照明を除く）は、従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p> <div data-bbox="231 1213 1181 1451" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>【凡例】</p> <p> : その他既設工認に記載されていないが、従前より設計上考慮して実施していたもの</p> </div>	<p>第1章 共通項目</p> <p>10. その他</p> <p>10.3 安全避難通路等</p> <p>再処理施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置し、安全に避難できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、昼夜及び場所を問わず、再処理施設内で事故対策のための作業が可能となるよう、避難用照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>運転保安灯は非常用母線、直流非常灯は非常用蓄電池に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とするとともに、蓄電池内蔵型照明は非常用母線に接続し、内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の直流非常灯及び可搬型照明、中央制御室の蓄電池内蔵型照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が重大事故等対処設備から開始される前までの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、可搬型照明を活用する。また、可搬型照明を配備することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>なお、これらの設計においては、設計基準において想定する事故に対して再処理施設の安全性が損なわれない（安全機能を有する施設が安全機能を損なわない。）ために必要な重大事故等対処施設への措置を含める。</p>

変更前記載事項の既設工認等との紐づけ（第2回申請）

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理の附属施設</p> <p>7.1.1 電気設備</p> <p>7.1.1.8 照明設備</p> <p>照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。</p> <p>誘導灯及び非常灯は、消防法及び建築基準法で従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p> <p>また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯を設置する設計とする。</p> <p>作業用照明（蓄電池内蔵型照明を除く）は、従前より設計上考慮して実施しているため、変更前に記載。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>7. その他再処理の附属施設</p> <p>7.1.1 電気設備</p> <p>7.1.1.8 照明設備</p> <p>照明設備は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明として、保安電源設備のディーゼル発電機、緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機又は灯具に内蔵した蓄電池により給電できる誘導灯及び非常灯を設置する設計とする。</p> <p>また、設計基準事故に対処するために、監視、操作等が必要となる中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室には、作業用照明として運転保安灯、直流非常灯又は蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p>